

【別表一2】下水道法及び三原市下水道条例による水質規制について

規制の概要	根拠条文	規制の手段	対象となるもの	下水排除基準	水質項目	備考	
下水道施設保護のための水質規制	法第12条	除害施設の設置等	処理及び排水区域内の全ての事業所	法第12条第1項により、条例第8条で規定	温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類、動植物油脂類）、よう素消費量	1日当たりの平均的な下水の量が50 m ³ 未満のときは、適用しない[条例第8条第2項、施行規則第10条第1項] 分流式の雨水管にも適用される	
放流水の水質保全のための水質規制	法第12条の2	直罰適用による下水の排除の制限	処理区域内の事業場	有害物質を扱う特定事業場（排水量による区分けなし）	法第12条の2第1項、令第9条の4で規定	処理困難な物質 有害物質【34項目】	上乘せ条例により排除基準が定められた場合、その排除基準の数値とする
				日平均排水量が50 m ³ 以上の特定事業場	法第12条の2第1項、令第9条の4で規定	処理困難な物質 有害物質【34項目】 処理可能な物質 環境項目等【6項目】	上乘せ条例による数値を下水排除基準とする。上乘せ条例による裾切の縮小あり
					法第12条の2第3項、令第9条の5により、条例第9条で規定	処理可能な物質 有害物質：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 環境項目等：水素イオン濃度（pH）、ノルマルヘキサン抽出物質、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、窒素含有量、りん含有量	上乘せ条例により、アンモニア性窒素等、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量は3.8倍を、窒素含有量及びりん含有量は2倍を乗じて得た数値を排除基準とすることができる
	法第12条の11	除害施設の設置等	法第12条の2の適用を受けない下水を排出する特定事業場及び非特定事業場	法第12条の11第1項、令第9条の10、令第9条の11により、条例第10条で規定	よう素消費量以外の項目【42項目】	温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質を除き、上乘せ条例が定められている場合、処理困難物質はその排除基準の数値とし、処理可能な物質は温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質を除き最も厳しい値としてその数値を排除基準とすることができる（備考5,6,7）	

備考

- 法とは下水道法、令とは下水道法施行令を示す。
- 直罰とは、**法第46条の2**の規定により排水基準違反を行ったものに対し、行政庁の命令を待つことなく直ちに処罰の対象とするもの。
- 特定事業場とは、原則として水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場。
- 温泉を使用しない旅館業は、排除の制限の適用を除外する。
- 窒素含有量、りん含有量についての排水基準が放流水に適用され、かつ上乘せ条例が定められている場合には、最も厳しいものとしてその2倍までの数値を下水排除基準とすることができる。
- アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について上乘せ基準が定められている場合には、最も厳しいものとしてその3.8倍の数値までを下水排除基準とすることができる。
- ダイオキシン類についての排水基準が終末処理場の放流水に定められている場合のみ、除害施設の設置等に係る排除基準を定めることができる。